

見附市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月26日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第24号

見附市下水道条例の一部を改正する条例

見附市下水道条例(昭和56年見附市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(管理者が別に定める軽微な工事を除く。)は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に、「もの」を「者」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 市が実施する工事
- (2) 管理者が別に定める軽微な工事
- (3) 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道管理者の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。